◇地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　条例の制定又は改廃請求者署名簿への押印を要しないこととした。（第九二条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

二　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正関係

1　合併協議会設置請求書等を付す署名簿への押印を要しないこととした。（第二条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二三八号）（法務省）

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第一七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月一三日とすることとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三九号）（防衛省）

1　まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく官署の移転と同様の事情により新たに設置される防衛装備庁の官署に在勤する職員に対して地域手当を支給するものとし、その支給割合を定めることとした。（第九条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（防衛省）

1　令和三年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三〇五万円、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては八八〇万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百三十五号

行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「第六十一条の七第一項（同項」の下に「（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「に限る。）の」を「及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。）の」に改める。

附　則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　　義偉

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月二十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条の二第一項、第十七条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第十二条の見出しを「（個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）」に改め、同条第一項第二号中「及び次条第三項」を「、次条第五項及び第十三条の二」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第三号中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。